

議員提出議案第5号

三田市議会議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市議会議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成23年3月2日提出

三田市議会議員	長谷川	美	樹
同	中	田	初美
同	城	谷	恵治

三田市条例第 号

三田市議会議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

三田市議会議員報酬等に関する条例（昭和31年三田町条例第18号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

（議員報酬の額の特例）

- 3 平成23年4月から平成24年10月までの議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額にそれぞれ100分の92を乗じて得た額とする。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。